

雲仙市立中学校拠点校部活動 実施要領

雲仙市教育委員会

雲仙市校長会中学校部会

1 趣旨

雲仙市立中学校では、生徒数の減少に伴う学校の小規模化が進み、生徒の興味・関心に応じた部活動の設置や運営に困難な状況が出てきている。そこで雲仙市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、雲仙市校長会中学校部会（以下「校長会」という。）では、雲仙市立中学校の生徒の持続的かつ充実したスポーツまたは文化・芸術活動を目指して環境整備が行われるように、「雲仙市立中学校部活動地域展開に係る方針」（以下「市方針」という。）に沿って、中学校部活動の地域展開を進めることとしている。

この要領は、地域展開を進めるにあたって、令和8年度から休日の、そして令和13年度から平日も含めた完全地域展開を予定しているが、その準備段階として、近い将来、地域クラブ（以下「クラブ」という。）発足を前提とした、雲仙市立中学校拠点校部活動（以下「拠点校部活動」という。）が円滑かつ適正に登録され、運営または実施されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 目的

部員が足りない、または、部員がいないために運営が難しい部活動については、単独での活動または地域展開が困難である。そういった部活動に所属する雲仙市立中学校の生徒が、スポーツまたは文化・芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的とし、近い将来、クラブ発足を目指す。

3 事業主体と実施主体

事業主体は、教育委員会、校長会とし、実施主体は、各雲仙市立各中学校とする。

4 雲仙市立中学校における拠点校部活動

(1) 編成

長崎県中学校体育連盟が示す【長崎県中学校体育連盟主催大会における複数校合同チーム編成規定】とは異なる各雲仙市立各中学校既存の部活動の合同部活動とする。

(2) 拠点校部活動の対象となる競技

- ① 軟式野球、サッカー、バスケットボール、バレーボールの4種目を中心とする。
- ② ①以外で拠点校部活動を実施する場合は、個別に対応する。

(3) 拠点校部活動の設置方法

- ① 実施を希望する学校は、教育委員会にその旨を連絡する。
- ② 教育委員会は①を受け、合同の対象となる学校と調整し、適宜指導する。
- ③ 合同対象の学校同士の合意が取れた場合、別添（様式1）「雲仙市立中学校拠点校部活動（変更）申請書」を拠点校部活動実施校の校長の連名で作成し、教育委員

会に提出する。ただし、申請書には各中学校部活動に所属する生徒の名簿を添付すること。

- ④ 教育委員会は③を受け、実施の目的や対象等を基に審査し、「雲仙市立中学校拠点校部活動」として承認し、各学校へ連絡する。不承認の場合は、各学校にその旨を連絡し、あわせて通知する。

- ⑤ 各学校は、④を受け、学校間で活動場所や指導者、活動日時等について連絡調整し、拠点校部活動を実施する。

~~※まずは、休日の部活動を合同部活動として進めるが、実情に応じて平日の部活動についても拠点校部活動の実施を検討する。~~

- ⑥ 拠点校部活動を廃止する場合は、別添（様式2）「雲仙市立中学校拠点校部活動廃止届」を教育委員会に提出する。

(4) 活動場所

それぞれの主たる練習会場を、拠点校部活動の主たる練習会場とする。

(5) 活動場所までの移動

保護者の責任により行い、移動に係る経費は保護者負担を原則とする。

(6) 指導者

拠点校部活動を実施する各中学校の顧問、外部指導者が指導にあたることを基本とする。

(7) 事故や生徒指導上の問題等への対応

- ① それぞれの学校部活動の位置づけとし、管理監督はそれぞれの校長が行う。また、健康面での配慮事項や、生徒指導上参考となる事項等、部活動指導にあたって必要な情報を共有すること。

- ② 拠点校部活動における活動中の事故や生徒指導上の問題等への対応については、原則としてまずは当日の指導にあたっている指導者等で対応すること。その後、当該校にも必ず連絡し、当該校はその情報を受け、指導者および保護者と連携して対応すること。

- ③ 拠点校部活動での活動中および交通事故を除く移動中の事故に際して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請手続き等は、それぞれの学校が行う。

※交通事故については、自動車損害賠償責任保険の適用となる。

(8) 大会等の参加

大会参加については、

- ① 中学校体育連盟が主催する大会（市・県中総体およびその上位大会、市・県中総体新人大会およびその上位大会）は、4(3)④の教育委員会からの承認をもって出場できる。

※長崎県中学校体育連盟が示す【長崎県中学校体育連盟主催大会における拠点校部活動参加規程】を参照

- ② 中学校体育連盟以外が主催する大会等については、大会等主催者が定める大会実施要項（特に参加資格および参加制限等）を事前に確認し、それに従うこと。

※4(1)を参照

(9) 地域展開との関連

- ① 指導者は地域展開を見据えた活動であることに留意すること。
- ② ~~令和8年4月（新チームが始動する令和7年9月から準備）~~を目途教育委員会の承認後速やかに、休日の地域クラブ活動への展開を進めすること。その後は、令和13年3月末までに、平日を含めた地域クラブ活動への展開を進めすること。

5 状況報告

教育委員会並びに校長会は、必要があると認める場合は、承認された拠点校部活動の活動状況に関し、報告させることができる。

6 その他

この要領に定めるもののほか、拠点校部活動の承認及び活動等に関し必要な事項は、教育委員会並びに校長会が定める。

7 付則

この要領は、令和7年4月1日 実施
令和8年1月1日 改訂

(様式1)

年 月 日

雲仙市立中学校拠点校部活動（変更）申請書

雲仙市教育委員会 様

(A校) 雲仙市立 中学校 校長
(B校) 雲仙市立 中学校 校長
(C校) 雲仙市立 中学校 校長

(公印省略)

下記のとおり雲仙市立中学校拠点校部活動の実施を申請（変更申請）します。

1	部 活 動 名	
2	形 態（いずれかに○）	男 子 ・ 女 子 ・ 男 女
3	活 動 日	☐ 月曜日 ☐ 火曜日 ☐ 水曜日 ☐ 木曜日 ☐ 金曜日 ☐土曜日 ☐日曜日 ☐祝日 （平日は、： ～：） ☐ 大会・コンクール等すべて ☐ 大会・コンクール等の一部
4	主 たる 練 習 会 場	※それぞれの学校の主たる練習会場をすべて記入する。
5	顧 問 名	(A校) (B校) (C校) ※複数人いる場合は、全員記入する。
6	外 部 指 導 者 名 (当該校の教職員以外を記入)	(A校) (B校) (C校) ※複数人いる場合は、全員記入する。

承 認 書

第 号

上記申請について、下記の条件を付して承認します。

年 月 日

雲仙市教育委員会 

条 件

- ・利用申請の許可後、やむを得ない事情等により、施設の利用を取り消す場合があります。
- ・その他については、「学校開放施設利用（変更）許可申請書（使用料減免申請書）」並びに「体育施設利用（変更）許可申請書（使用料減免申請書）」等の条件のとおり。

(注意) 太枠内は記入しないこと。また、それぞれ学校の部員の名簿等（様式任意で所属校・学年を明記）を添付すること。なお、変更申請については、変更事項が発生した場合速やかに提出すること。少なくとも加入者の変更が確定する、当該年度当初に提出すること。

(様式2)

雲仙市立中学校拠点校部活動廃止届	
部 活 動 名	
形態 (いずれかに○)	男 子 ・ 女 子 ・ 男 女
廃 止 理 由	
上記のとおり、 年 月 日付け第 号で承認された 雲仙市立中学校拠点校部活動の廃止を届出いたします。 年 月 日 (A校) 雲仙市立 中学校 校長 印 (B校) 雲仙市立 中学校 校長 印 (C校) 雲仙市立 中学校 校長 印 雲仙市教育委員会 様	
受 理	
年 月 日 雲仙市教育委員会 印	

※必要があれば、関係書類等を添付して提出すること。

長崎県中学校体育連盟主催大会における拠点校部活動参加規程

長崎県中学校体育連盟

1 趣 旨

参加を承認する精神は、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を一つの学校が受け入れるというものである。市町もしくは各県教育委員会や中学校長会が運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。なお、拠点校部活動（以下拠点校という）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

2 条件

- (1) 長崎県中学校体育連盟が定める拠点校部活動規定（下記3）に該当している。
- (2) 参加者は、開催年度の大会開催基準8の参加資格を満たしている。
- (3) 拠点校は、長崎県中学校体育連盟に加盟している。
- (4) 拠点校としての大会参加が、各都市町中学校体育連盟に承認されている。
- (5) 参加申し込み手続きは該当校の校長が行う。
- (6) 拠点校の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員とする。

3 拠点校部活動規定

- (1) **事業主体と実施主体**
 実施の事業主体は、市町教育委員会または県教育委員会、市町中学校校長会または県校長会（以下、事業主体）とする。
 実施主体は、市町中学校・義務教育学校とする。

- (2) 実施対象校
実施対象校は、事業主体の判断に委ねる。

- (3) **実施期間**
原則 1 年間（年度単位）とするが、継続も拒まないものとする。もしくは、事業主体の判断に委ねる。

- (4) 実施上の留意点
原則は、事業主体の作成した実施上の留意点によるものとする。

- ①**参加の承認**
生徒の在籍校並びに拠点校の校長の承認を必要とする。また、参加生徒及び保護者は、拠点校の部活動規定・生活指導に同意すること。

- ②大会等への参加
登録については（拠点校のみの登録か関係学校すべての登録）、事業主体の判断に委ねる。大会参加等の連絡は、拠点校が対応する。

- ### ③拠点校の移動
- 拠点校の移動に関しては、事業主体の判断に委ねる。

- ④安全管理
ア 在籍校から拠点校への移動は、在籍校の指示による。
イ 活動中は、拠点校の規則・顧問の指示に従う。
ウ 在籍校及び拠点校の指導のもとでの移動・及び活動中の事故については、スポーツ振興センターの災害共済給付が適用する。

- ⑤拠点校部活動のチーム名
チーム名については、事業主体もしくは実施主体に委ねる。

- ⑥ユニホーム
ユニホーム等については、事業主体もしくは実施主体に委ねる。（原則、同一ユニホームに揃えることとする）

- 4 附 則 本規程は令和5年 9月13日 制定
令和6年 2月20日 修正・追加
令和6年 4月 1日 実施

長崎県中学校体育連盟主催大会における複数校合同チーム編成規定

長崎県中学校体育連盟

1. 趣 旨

参加を承認する精神は、あくまでも少人数の運動部による単独チーム編成が出来ないことの救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。

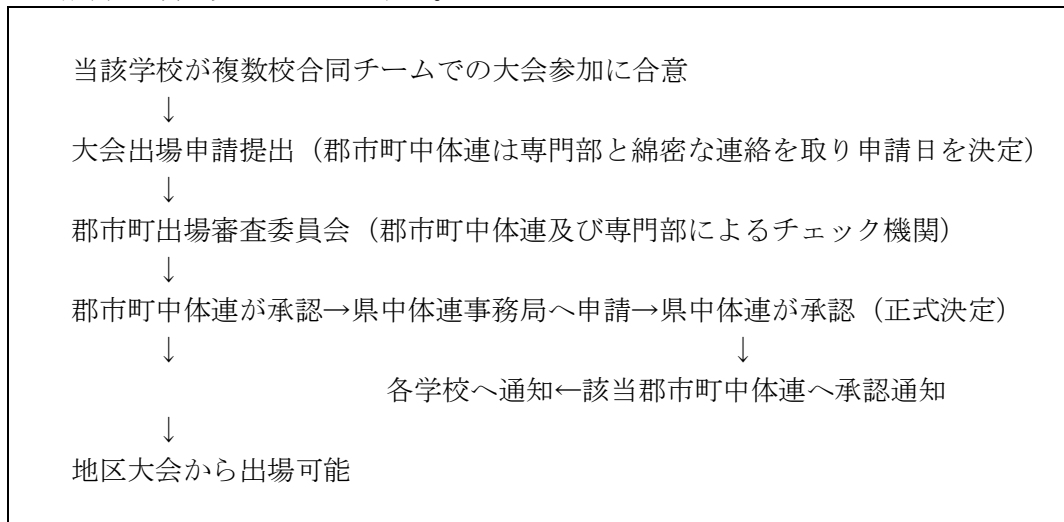
2. 条 件

- (1) 複数校合同チームとしてそれぞれの学校教育計画に基づいて活動していること。
- (2) 複数校合同チームの各校は、長崎県中体連に加盟していること。
- (3) 複数校合同チームとしての大会参加が各郡市町中体連に承認されていること。
- (4) 個人種目でない以下の競技種目（7種目）に限る。
 - ・バスケットボール ・サッカー ・バレーボール ・ハンドボール ・軟式野球
 - ・ソフトボール ・ラグビーフットボール
- (5) 申請は、各校の校長が連名で行うこと。
- (6) 少人数合同及び付帯合同チームの監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員のいずれか1名（代表監督制）とする。また、補充合同チームについては、補充した学校が行う。

3. 細 則

- (1) 複数校合同チーム編成における決定は、各郡市町中体連会長及び県中体連会長が、編成が適切であると承認した場合に限る。
- (2) 年度当初から学校長が認めている部のみの適用とする。（突発的な運用は認めない。）
- (3) 各学校の校長・教員・部活動指導員のいずれかを引率につけ、土曜・日曜等を含み可能な限り日常的な活動を行っている場合に限る。
- (4) 出場最低人数は次のとおりとし、該当校がこの人数を下回った場合のみ複数校合同チームを編成できる。
 - ・バスケットボール（5人）・サッカー（11人）・バレーボール（6人）
 - ・軟式野球（9人）・ハンドボール（7人）・ソフトボール（9人）
 - ・ラグビーフットボール（7人）
- (5) 複数校合同チームを編成する場合は、下記のいずれかとする。
 - ① 少人数合同チーム
各郡市町内において単独で出場最低人数に満たない学校同士の合同チームである。単独で出場最低人数に満たない学校が3校以上あり、そのうち2校で最低人数を満たす場合でも3校以上での編成は可とするが、原則、各競技の出場最低人数の2倍を超えない範囲（2倍した人数が大会登録人数を超える競技は、大会登録人数までとする）での編成とすること。
 - ② 付帯合同チーム
出場最低人数に満たない学校・少人数合同チームが、郡市町内で最低人数に達している学校と統合することができる合同チームである。ただし、原則、各競技の出場最低人数の2倍を超えない範囲（2倍した人数が大会登録人数を超える競技は、大会登録人数までとする）での編成とすること。
 - ③ 補充合同チーム
出場最低人数に満たない学校・少人数合同チームが、各郡市町内で出場最低人数を越えた学校から補欠2名まで人数を補充することができる合同チームである。
- (6) 複数校合同チームの編成に関わる詳細は、別紙「複数校合同チーム編成規定における詳細」のとおりとする。
- (7) あくまでも、編成方法は少人数合同チームを優先とするが、各郡市町中体連と相談の上、編成規定の趣旨に則り決定すること。

- (8) 大会出場手順は次のとおりとする。



※ 原則として承認後の登録された監督・コーチ・選手（生徒）等の変更は認めない。

- (9) 県新人大会への複数校合同チームの参加は原則として認めるが、上位大会への参加の有無については、その競技大会要項に則って決定する。
- (10) 県新人大会において、複数校合同チームがシード権を得た場合の県中総体シード等については、各専門部の判断とする。
- (11) 補充させた選手の自チーム（所属校）が、上位大会へ進出した場合、自チーム（所属校）へ戻って上位大会へ登録することができる。

4. 附 則	本規定は平成15年2月19日	制定
	平成15年度、16年度	試行期間
	平成16年2月18日	改正
	平成17年4月 1日	実施
	平成23年2月23日	3. 細則（2）（5）（8）一部改正（9）改正
	平成29年2月15日	3. 細則（8）一部改正（13）追加
	平成29年9月26日	3. 細則（14）追加
	平成30年2月23日	3. 細則（15）追加
	平成31年2月19日	2. 条件（6）3. 細則（4）（5）一部改正
	令和 4年9月14日	改正